

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示について

1. 中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件【過去勤務期間に応じ乗じる厚生労働大臣の定める率を定める告示】

過去勤務期間の通算の申出を行った共済契約者が納付する過去勤務掛金は、過去勤務通算月額に、当該通算する期間における予定運用利回り（年1%）から算定された率に付加退職金相当額として厚生労働大臣が定める率を加算した率を乗じた額としており、本告示で当該率を定めるもの。
〔過去勤務期間に応じて0～0.03〕

2. 中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件【分割支給率のうち厚生労働大臣の定める率を定める告示】

退職金を分割して支給する場合は、一時金として支給する場合の退職金の額に、退職金を支給する期間における予定運用利回り（年1%）から算定された率に厚生労働大臣が定める率を加えた率を乗じて得た額を支給することとしており、本告示で当該率を定めるもの。
〔0〕

3. 中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件【分割支給割引率を定める告示】

退職金を分割して支給する場合において、被共済者の死亡等の事由が発生したときは、残余の期間に応じて厚生労働大臣が定める利率を割り引いた上で、残余の額を一括して支給することとしており、本告示で2の率を基に当該利率を定めるもの。
〔1%〕

4. 中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件【特退共付加支給利率を定める告示】

特定退職金共済から中退共へ資産を移換した場合、当該資産に対し予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。
〔0.1%（※）〕

※平成14年11月より前に特定退職金共済から中退共へ資産を移換した被共済者の当該利率は0%

5. 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件【適年付加支給利率を定める告示】

適格退職年金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。
〔0.1%〕

6. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件
【厚年基金付加支給利率を定める告示】

解散する厚生年金基金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [0.1%]

7. 中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件 【廃止特退共付加支給利率を定める告示】

退職金共済事業を廃止した特定退職金共済団体から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [0.1%]

8. 中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件
【移動通算付加支給利率を定める告示】

特定業種退職金共済制度から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [0.1%]

9. 中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件 【企業年金付加支給利率を定める告示】

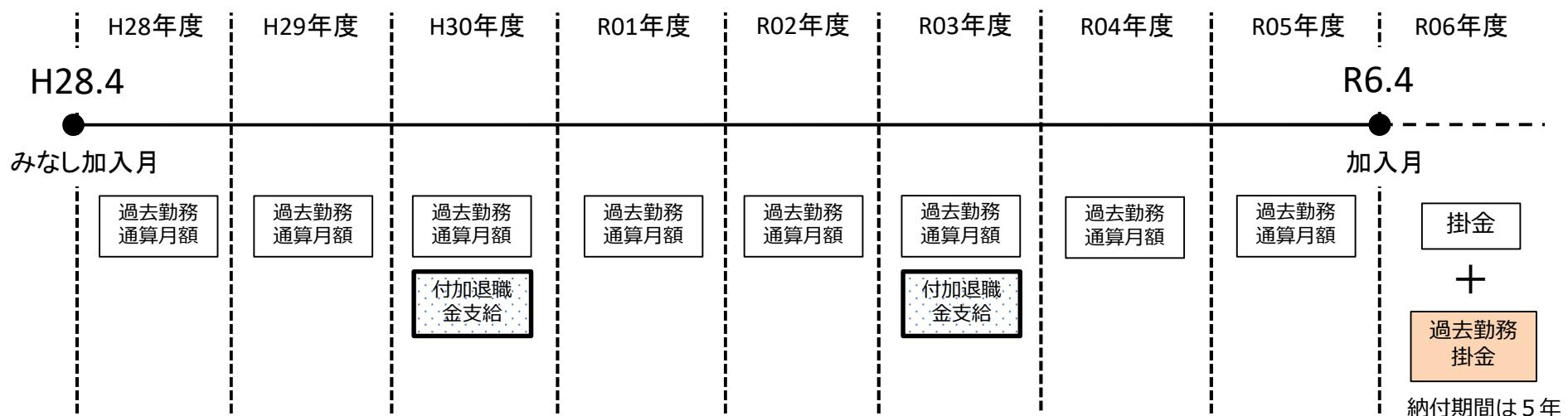
合併等に伴い企業年金制度から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [0.1%]

1の告示の概要

○ 過去勤務期間を通算する場合の過去勤務掛金の算定について

- 中退共に新規加入する事業主は、従業員の過去勤務期間（上限10年）を中退共に加入していた期間とみなし、加入後の期間と通算することができる。
- この場合には、毎月の掛金と合わせて過去勤務掛金の納付（納付期間は過去勤務期間と同じ年数（過去勤務期間が5年以上の場合は5年））が必要になる。
過去勤務掛金は、過去勤務通算月額に過去勤務期間の「予定運用利回りに相当する率」と「付加退職金に相当する率」を加えて得た率を乗じて算定される。
- 本告示は、この付加退職金に相当する率（過去勤務期間に応じて0～0.03）を定めるもの。

(例) 令和6年4月加入、過去勤務期間8年の場合



※平成28年4月に加入していたとすると発生する退職金額に相当する額を過去勤務掛金として事業主が納付する必要がある。

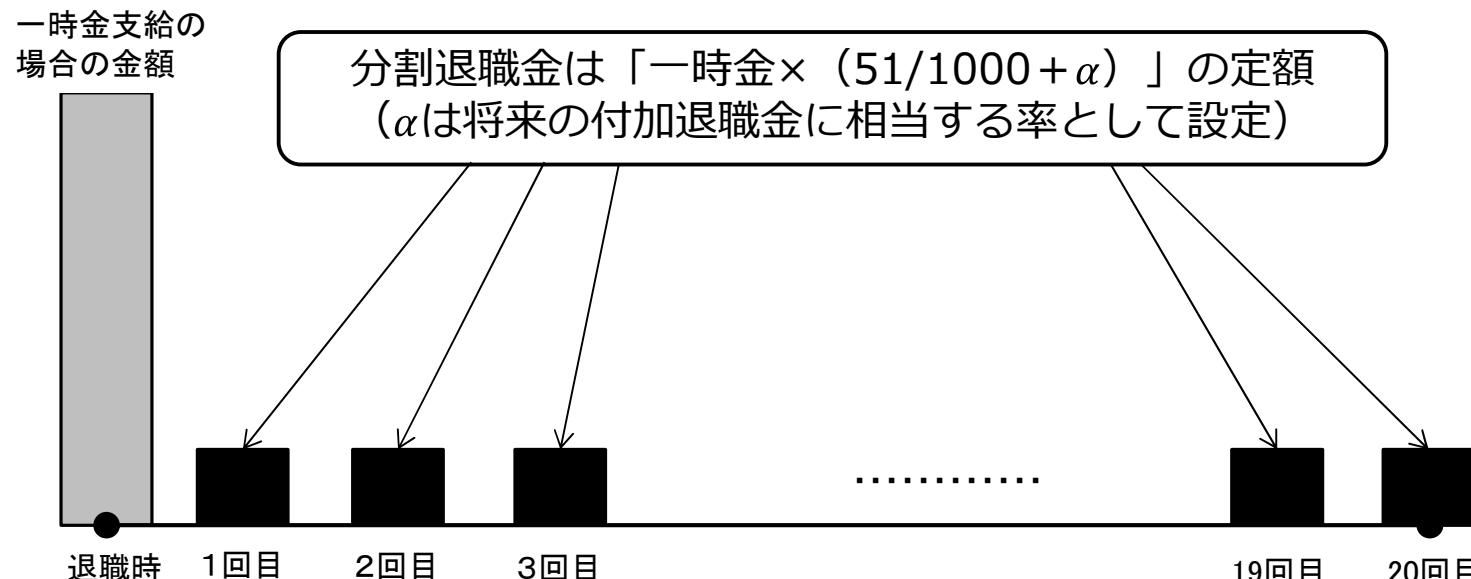
$$\text{過去勤務掛金} = \text{過去勤務通算月額} \times \left(\begin{array}{c} \text{予定運用利回りに} \\ \text{相当する率} \end{array} + \begin{array}{c} \text{付加退職金に} \\ \text{相当する率} \end{array} \right)$$

2の告示の概要

○ 分割支給率に加算する率について

- 退職金は一時金による支給のほか、一定の要件を満たす場合は分割払の方法（年4回、5年間又は10年間）による支給を選択することができる。
このうち、分割支給を選択した場合は、一時金として受け取る場合の金額に、5年分割（計20回）であれば「 $51/1000 + \text{厚生労働大臣の定める率}$ 」、10年分割（計40回）であれば「 $26/1000 + \text{厚生労働大臣の定める率}$ 」を乗じた額（定額）を、年4回受け取ることとなる。※ $51/1000$ 、 $26/1000$ はそれぞれ年1%の利回りに相当する率
- 厚生労働大臣の定める率は、分割支給期間中に見込まれる付加退職金相当分を加算することを想定して設定されたが、付加退職金制度創設当時とは異なり、現状では将来の付加退職金支給率は予め見込めないため、「0」としている。

(例) 5年分割支給を選択した場合（年4回で計20回分割）

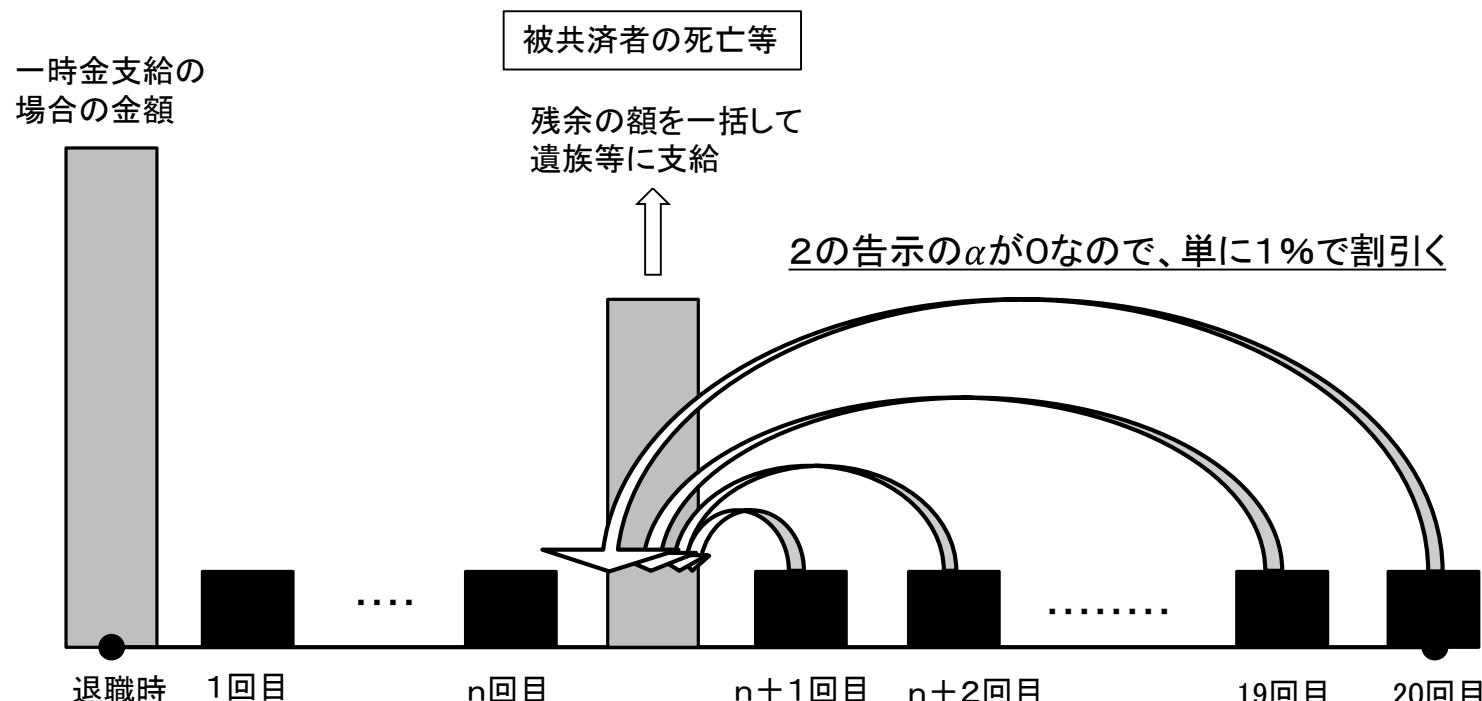


3の告示の概要

○ 分割支給の途中で被共済者が死亡等した場合の残余の額の割引率について

- 分割支給の途中で被共済者が死亡等した場合、残余の額が一括して遺族等に支給される。本告示は、この残余の額を現在価値に割り戻すための利率を定めるもの。
- 2の告示で将来の付加退職金に相当する率を「0」とするため、現在価値に割り戻すための利率は、単に予定運用利回りの1%とする。

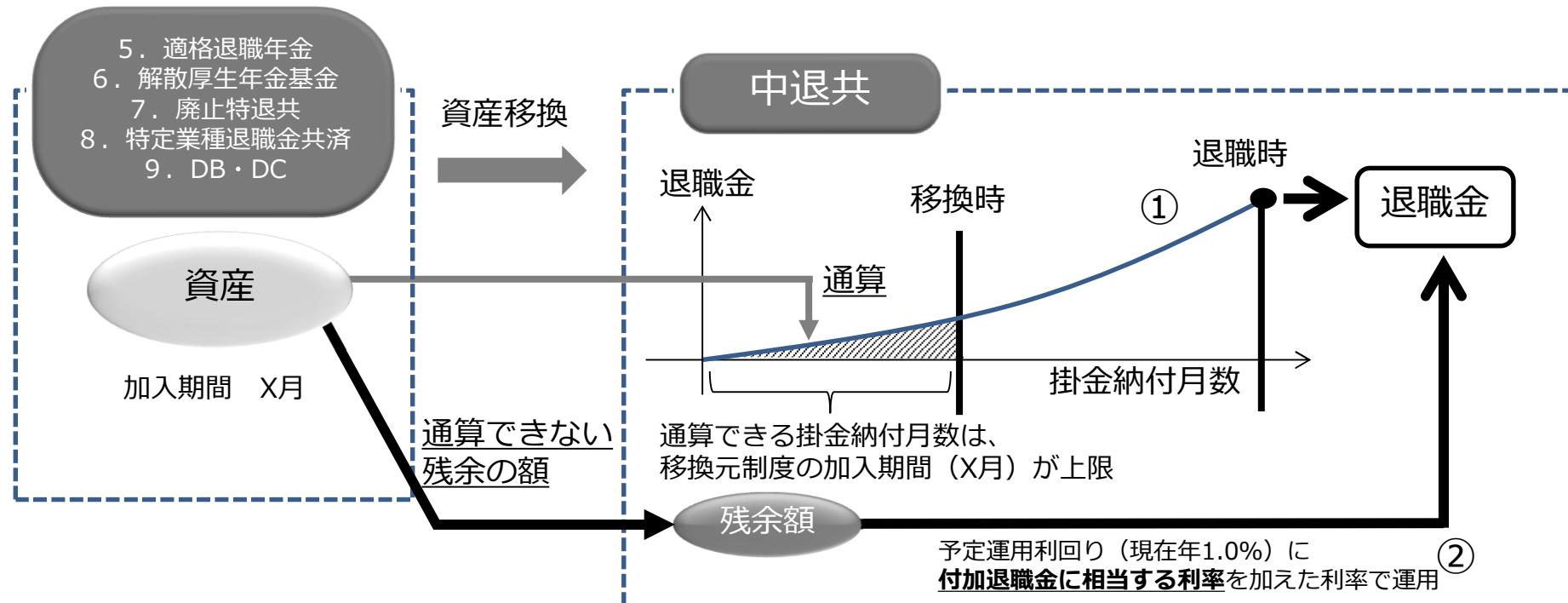
(例) 5年分割支給を選択した場合（年4回で計20回分割）



5・6(一部)・7(一部)・8・9(一部)の告示の概要

○ 適格退職年金、解散厚生年金基金、廃止特退共、特定業種退職金共済、DB・DC(企業年金制度)から中退共制度への資産移換について

- 中退共制度への移換額は、移換元制度の加入期間を上限として、①移換後の退職金の掛金納付月数に通算され、②掛金納付月数に通算しきれなかった残余額は、中退共制度の予定運用利回りに相当する利率（現在は年1%）に付加退職金に相当する利率を加えた利率で運用し、①に加算して支給する。
- 本体部分の付加退職金はその後利殖しない一方で、残余額に付く付加退職金相当分はその後も利殖していくので、両者の均衡が図られるように付加退職金に相当する利率を設定する必要があるが、令和6年度の付加退職金支給率は0.0010となることを踏まえ、本告示の利率は0.1%としている。



4・6(一部)・7(一部)・9(一部)の告示の概要

○ 特退共（転職等の個人移動の場合）、解散厚生年金基金（中退共と併用の場合）、廃止特退共（中退共と併用の場合）、DB・DC（企業年金制度、中退共と併用の場合）から中退共制度への資産移換について

- ①中退共加入後の掛金月額及び掛金納付月数に応じて算定した額（中退共と併用の場合は、資産の移換がなかったものとみなして算出した退職金額）に、②移換した資産の全額を、中退共制度の予定運用利回りに相当する利率（現在は年1%）に付加退職金に相当する利率を加えた利率で運用した額を加算して支給する。
- 本体部分の付加退職金はその後利殖しない一方で、移換額に付く付加退職金相当分はその後も利殖していくので、両者の均衡が図られるように付加退職金に相当する利率を設定する必要があるが、令和6年度の付加退職金支給率は0.0010となることを踏まえ、本告示の利率は0.1%としている。

